

**分配時調整外国税相当額控除に関する明細書
(令和6年分)**

(令和6年分)

氏名 _____

1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の「名称」、「法人番号又は所在地」	種類	配当等の額	源泉徴収税額 (納付税額) 〔①〕	上場株式配当等控除額 〔②〕	控除所得税相当額 〔③〕	控除外国所得税相当額等 〔②-③〕	源泉徴収税額相当額 〔①+③〕
	特定未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定未成年者						
	特定未成年者						
	特定未成年者						
合計額		(A)				(B)	(C)

2 上記1以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱者の「名称」、「法人番号又は所在地」	種別等	配当等の額	源泉徴収税額 〔④〕	通知外国税相当額 〔⑤〕	通知所得税相当額 〔⑥〕	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額 〔④+⑥〕
		円	円	円	円	. .	円
						. .	
						. .	
						. .	
合計額		(D)		(E)			(F)

3 控除額等の計算

(1) 対象となる配当等の額（収入金額） （1の(A) + 2の(D)）	円
(2) 源泉徴収税額相当額 （1の(C) + 2の(F)）	
(3) 分配時調整外国税相当額控除額 （1の(B) + 2の(E)）	
(4) 再差引所得税額 （申告書④欄の金額）	
(5) 復興特別所得税額 （申告書⑥欄の金額）	
(6) 所法第93条第1項の規定による控除額 ※ （(3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額）	
(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 （(4)-(6)）	
(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額 （(3)が(6)より大きい場合に（(3)-(6)）と(5)のいずれか少ない方の金額）	
(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 （(5)-(8)）	
(10) 分配時調整外国税相当額控除可能額 （(6)及び(8)の合計額）	

- 申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。
- 「給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおりと記入します。
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、裏面の書き方の2(3)を参照してください。
- 外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、「外国税額控除に関する明細書」欄の5の⑨欄、⑩欄及び⑪欄にそれぞれ転記します。
- 外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の□に「2」を記入します。

○令和6年分特別税額控除の適用があるときは、申告書第一表「申告納税額」欄の計算が異なります。詳しくは、裏面「書き方3」をご覧ください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

書 き 方

- 1 この明細書は、確定申告において所得税法第93条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第13条の2に規定する分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るものを除きます。）を添付してください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項」欄

この欄は、金融商品取引業者等から交付を受けた租税特別措置法施行規則第18条の13の5第1項に規定する特定口座年間取引報告書（以下「特定口座年間取引報告書」といいます。）又は同規則第18条の15の11第1項に規定する未成年者口座年間取引報告書（以下「未成年者口座年間取引報告書」といいます。）を基礎として記載します。なお、特定口座年間取引報告書及び未成年者口座年間取引報告書は、申告書に添付する必要はありません。

(2) 「2 上記1以外の配当等に係る事項」欄

この欄は、所規第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るもので、分配時調整外国税相当額控除の適用を受けるものに係るものを含みます。）を基礎として記載します。

(3) 「3 控除額等の計算」欄

イ 「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄には、申告分離課税の所得がある場合は、次の①から③の場合に応じて、それぞれ次により記載します。

① 申告書第一表の「税金の計算」欄の32から40及び42の金額（以下「税額控除額等」といいます。）がない場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

② 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の95の金額を超えない場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の87、88、89、90、92、91、93、94の順に差し引き、その残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額に相当する金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

③ 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の95の金額を超える場合 「0」

ロ 「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄には、上記イ①から③の場合に応じて「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」を記載した場合は、それぞれ次により記載します。

(イ) 上記イ①の場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の44の金額を差し引いた後の金額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ロ) 上記イ②の場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の87、88、89、90、92、91、93、94の順に差し引いた残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額に相当する金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の44の金額を差し引いた後の金額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ハ) 上記イ③の場合 「0」

3 令和6年分特別税額控除を適用する場合、申告書第一表の「税金の計算」欄の51の金額は、分配時調整外国税相当額控除の適用がない場合と計算方法が異なりますので、次により計算した金額を記載してください。

(1) 所得税について

$$\begin{aligned} & \text{「(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額」} - \text{申告書第一表の「税金の計算」欄の44の金額} \\ & \quad \left(\quad \quad \quad \right) \quad \quad \quad \left(\quad \quad \quad \right) \\ = & \underline{\quad \quad \quad} \cdots \text{i} \end{aligned}$$

※ i の計算の結果、赤字の場合は「0」と記載します。

(2) 復興特別所得税について

$$\text{「(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額」} \underline{\quad \quad \quad} \cdots \text{ii}$$

(3) 申告納税額の計算

申告書第一表の「税金の計算」欄の51の金額… i 及び ii の金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の50の金額を差し引き、次により記入します。

● 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の「端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」）

● 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「-」を付けてそのままの金額

$$\begin{aligned} & \text{i} \left(\quad \quad \quad \right) + \text{ii} \left(\quad \quad \quad \right) - \text{申告書第一表の「税金の計算」欄の50の金額} \left(\quad \quad \quad \right) \\ = & \underline{\quad \quad \quad} \leftarrow \text{申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄へ転記} \end{aligned}$$